

# 介護保険にかかわる 税申告時の所得控除のお知らせ

- ①介護保険料は、社会保険料控除の対象になります。ただし、年金から保険料を引かれている場合は、年金受給者本人の所得控除となるため、その親族が社会保険料控除として申告することはできません。
- ②下表の介護サービスの利用料は、医療費控除の対象になります。

### 【留意事項】

- ▶下表の対象サービスには介護予防サービスも含まれます。
- ▶医療費控除の申告には、所定の事項が記載されている領収書の添付が必要です。また、高額介護サービス費や介護保険低所得者等助成金の支給がある場合は、支払った金額から支給された額を差し引いて申告することになります。
- ③身体障害者手帳の交付を受けていない65歳以上の方で、前年の12月31日現在で要介護1から要介護5の認定を受けている方、または6か月以上常時寝たきりの状態、もしくは認知症の状態が続き、食事や排泄などの日常生活に支障があり、身体障害者と同様と認められる場合には、市が発行する認定書により障害者控除が受けられます。

①②について…介護保険課 ☎2998-9420 FAX2998-9410

③について…高齢者支援課 ☎2998-9120 FAX2998-1147

### ■医療費控除対象表

施設	対象サービス	対象金額
施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）</li> <li>地域密着型介護老人福祉施設</li> </ul>	1 割自己負担額と食費、居住にかかる自己負担額の合計の2分の1 ◎特別な食事、居室にかかる費用を除きます。
	<ul style="list-style-type: none"> <li>介護老人保健施設</li> <li>介護療養型医療施設</li> </ul>	1 割自己負担額と食費、居住にかかる自己負担額 ◎特別な食事、居室にかかる費用を除きます。
医療系	<ul style="list-style-type: none"> <li>訪問看護</li> <li>訪問リハビリテーション</li> <li>居宅療養管理指導</li> <li>通所リハビリテーション</li> <li>短期入所療養介護</li> </ul>	1 割自己負担額と食費、滞在にかかる自己負担額 ◎特別な食事、居室にかかる費用を除きます。 ◎保険給付の支給限度額を超えて利用した場合の全額自己負担となった部分も、控除の対象になります。
	<ul style="list-style-type: none"> <li>訪問介護（生活援助を除く）</li> <li>訪問入浴介護</li> <li>通所介護</li> <li>短期入所生活介護</li> <li>認知症対応型通所介護</li> <li>夜間対応型訪問介護</li> <li>小規模多機能型居宅介護</li> </ul>	1 割自己負担額 ◎居宅サービス計画（ケアプラン）に位置づけられ、医療系介護サービスと一緒に利用していることが前提です。 ◎保険給付の支給限度額を超えて利用した場合の全額自己負担となった部分は、控除の対象になりません。
おむつ代	おむつ代の医療費控除を受けるには、1年目は医師による「おむつ使用証明書」の添付が必要になります。2年目以降は、要介護認定者で主治医意見書の内容からおむつ使用の必要性が認められる場合のみ、市が発行する確認書（発行までに1週間程度かかります。）の添付で医療費控除を受けることができます。	



市ホームページのトップ画面から上記の「ひばりぼーと」をクリックすると広報キャラクター「ひばりちゃん（写真左）」が登場し、取材した公共施設や名所、行事などを紹介していきます。皆さまもひばりちゃんの活躍をご覧になってください。

☎ 広報課 ☎ 2999-9024  
FAX 2999-9024

# 市・県民税の申告、所得税の確定申告は お早めに

申告会場は混雑が予想されます。新型コロナウイルスの感染拡大防止のためにも、できるだけ郵送での提出をお願いします。なお、会場で申告する方は必要書類などを事前にご用意いただき、時間に余裕を持ってお越しください。

## 市・県民税の申告

2月9日(火) 3月15日(月)

市・県民税の申告は税額を決定するだけでなく、さまざまな行政サービスを受けるために必要な手続きです。3月15日(月)までに申告してください。

市・県民税の申告は、市・県民税の申告会場では受け付けていません。

## 確定申告書の提出が必要な方

- 営業、農業、不動産などの所得合計額が所得税の所得控除額を超える方
- 給与所得者で、年収2,000万円を超える方
- 2か所以上から給与の支払いを受けている方
- 給与所得者で、給与以外の所得が20万円を超える方
- 土地・建物・株式等の譲渡をした方

## 確定申告書の提出が必要な方

- 給与所得者（所得税が源泉徴収されている方）で、雑損・医療費・寄附金・所得税の住宅ローン控除等を受ける方
- 平成21年中途就労・退職者で所得税が源泉徴収され、年末調整を受けていない方

## 確定申告書の提出が必要な方

- 確定申告書の「還付される税金の受取場所」の記載は正確にお願いします。
- 申告書は自分で作成し郵送・e-Taxで提出してください。
- 確定申告書の「還付される税金の受取場所」の記載は正確にお願いします。
- 申告書は自分で作成し郵送・e-Taxで提出してください。

## 納税は口座振替で

- 納税は、金融機関の預貯金口座から納税できる振替納税をご利用ください。
- 振替納税を利用される方は、「預貯金口座振替依頼書兼納付書送付依頼書」に必要事項を記載し、金融機関へのお届け印を押印のうえ、納期限までに税務署、または振替納税センターへ提出してください。

# 市・県民税の申告、所得税の確定申告は お早めに

申告会場は混雑が予想されます。新型コロナウイルスの感染拡大防止のためにも、できるだけ郵送での提出をお願いします。なお、会場で申告する方は必要書類などを事前にご用意いただき、時間に余裕を持ってお越しください。

## 市・県民税の申告

2月9日(火) 3月15日(月)

市・県民税の申告は税額を決定するだけでなく、さまざまな行政サービスを受けるために必要な手続きです。3月15日(月)までに申告してください。

市・県民税の申告は、市・県民税の申告会場では受け付けていません。

## 確定申告書の提出が必要な方

- 営業、農業、不動産などの所得合計額が所得税の所得控除額を超える方
- 給与所得者で、年収2,000万円を超える方
- 2か所以上から給与の支払いを受けている方
- 給与所得者で、給与以外の所得が20万円を超える方
- 土地・建物・株式等の譲渡をした方

## 確定申告書の提出が必要な方

- 給与所得者（所得税が源泉徴収されている方）で、雑損・医療費・寄附金・所得税の住宅ローン控除等を受ける方
- 平成21年中途就労・退職者で所得税が源泉徴収され、年末調整を受けていない方

## 確定申告書の提出が必要な方

- 確定申告書の「還付される税金の受取場所」の記載は正確にお願いします。
- 申告書は自分で作成し郵送・e-Taxで提出してください。
- 確定申告書の「還付される税金の受取場所」の記載は正確にお願いします。
- 申告書は自分で作成し郵送・e-Taxで提出してください。

## 納税は口座振替で

- 納税は、金融機関の預貯金口座から納税できる振替納税をご利用ください。
- 振替納税を利用される方は、「預貯金口座振替依頼書兼納付書送付依頼書」に必要事項を記載し、金融機関へのお届け印を押印のうえ、納期限までに税務署、または振替納税センターへ提出してください。

# 市・県民税の申告、所得税の確定申告は お早めに

申告会場は混雑が予想されます。新型コロナウイルスの感染拡大防止のためにも、できるだけ郵送での提出をお願いします。なお、会場で申告する方は必要書類などを事前にご用意いただき、時間に余裕を持ってお越しください。

## 市・県民税の申告

2月9日(火) 3月15日(月)

市・県民税の申告は税額を決定するだけでなく、さまざまな行政サービスを受けるために必要な手続きです。3月15日(月)までに申告してください。

市・県民税の申告は、市・県民税の申告会場では受け付けていません。

## 確定申告書の提出が必要な方

- 営業、農業、不動産などの所得合計額が所得税の所得控除額を超える方
- 給与所得者で、年収2,000万円を超える方
- 2か所以上から給与の支払いを受けている方
- 給与所得者で、給与以外の所得が20万円を超える方
- 土地・建物・株式等の譲渡をした方

## 確定申告書の提出が必要な方

- 給与所得者（所得税が源泉徴収されている方）で、雑損・医療費・寄附金・所得税の住宅ローン控除等を受ける方
- 平成21年中途就労・退職者で所得税が源泉徴収され、年末調整を受けていない方

## 確定申告書の提出が必要な方

- 確定申告書の「還付される税金の受取場所」の記載は正確にお願いします。
- 申告書は自分で作成し郵送・e-Taxで提出してください。
- 確定申告書の「還付される税金の受取場所」の記載は正確にお願いします。
- 申告書は自分で作成し郵送・e-Taxで提出してください。

## 納税は口座振替で

- 納税は、金融機関の預貯金口座から納税できる振替納税をご利用ください。
- 振替納税を利用される方は、「預貯金口座振替依頼書兼納付書送付依頼書」に必要事項を記載し、金融機関へのお届け印を押印のうえ、納期限までに税務署、または振替納税センターへ提出してください。